

<b>交渉情報</b>	<b>NO.73</b>	日本郵便(株)信越支社 経営企画本部総務・人事部
JP労組 信越地方本部	2022年1月12日	添付資料:6枚

## 2021年度年末年始業務運行対策に関する事後の意思疎通について

日本郵便（株）信越支社 経営企画本部総務・人事部長は、本日（1月12日）「2021年度年末年始業務運行対策に関する事後の意思疎通」について、地方本部に説明してきました。

標記概要は、労使双方が 2021 年度年末年始業務運行・営業推進等について事後評価を行ない、その結果を次年度以降に有効に反映させる観点から、職場段階において職場事業推進委員会または、部会事業推進委員会を開催するものです。

### 1. 職場事業推進委員会の窓口（単局窓口）

職場事業推進委員会が円滑かつ効率的な意見交換となるよう、職場事業推進委員会の前段で開催し、必要な資料説明・調整（日時、場所、出席者名、意見交換のポイント等）を行い、**2022年1月28日（金）**までに開催のこととする。

単局窓口では会社側から必須項目である「①計画・準備状況、②新型コロナウイルス感染防止対策、③年賀郵便オペレーション、④通常郵便物、⑤ゆうパックオペレーション、⑥労働力の確保状況、⑦犯罪・事故防止、⑧旧集配センターへの巡回、⑨財務関係、⑩年末年始営業推進」（支社資料の別紙1）について、今期の評価・反省および、来期に向けた課題・解決策の説明を行う。

なお、窓口機能のみの単独マネジメント局（松浜局・亀田局・新潟中局・越後吉田局・村松局・直江津局・箕輪局）では、職場事業推進委員会は開催しないで、「年末年始における営業推進」についてのみ、単局窓口で評価・反省に関する意思疎通を行う。

### 2. 窓口担当補助者の指名

職場事業推進委員会の窓口（単局窓口）を開催する場合、会社側の効果的な説明および、労使の相互理解となるよう、必要に応じ年末年始業務運行対策に関する部署の者（労使双方1名）を臨時に窓口担当補助者に指名し、より実質的な意思疎通となるよう配慮する。

### 3. 職場事業推進委員会の開催（単マネ局のうち郵便・物流機能のある局に限る）

(1) 開催期限

**2022年2月10日（木）まで**

(2) 出席委員数

労使双方3名程度

(3) 運営方法等

ア 年末年始業務運行対策に関する意思疎通にあたっては、窓口機能における年末年始の営業推進状況等についても意見交換を行う。

イ 今年末年始期の業務運行、営業推進等に関する評価・反省点等について、会社側が具体的な資料を作成し、そのポイントについて説明する。

組合側からは、意見集約した具体的・有効な提言について説明を行う。

ウ 次年度の年末年始期における業務運行・営業推進に有効に反映させる観点から、建設的な意見交換を行う。

エ 会社側は、組合側の意見や提言のうち、現実的で有効と判断できるものについては、可能な限り次年度以降の年末年始の業務運行対策等に反映するよう努力する。

### 4. エリアマネジメント局の旧集配センター統合局所属部会における部会事業推進委員会の開催

(1) 開催期限

**2022年2月10日（木）まで**

(2) 意思疎通方法

直近の部会事業推進委員会（定例の部会事業推進委員会と併せての開催を可とする。）

部会窓口では会社側から必須項目である「①計画・準備状況、②新型コロナウイルス感染防止対策、③年賀郵便オペレーション、④通常郵便物、⑤ゆうパックオペレーション、⑥労働力の確保状況、⑦犯罪・事故防止、⑧旧集配センターへの巡回、⑨財務関係、⑩年末年始営業推進」（支社資料の別紙2）について、今期の評価・反省および、来期に向けた課題・解決策の説明を行う。

(3) 出席者

会社側出席者については、定例の部会労使委員会委員（3名）の他、旧集配センター統合局長1名（同一部会に旧集配センター統合局が複数ある場合は、最低1局）および当該旧集配センター受持局の管理者等（副部長等）1名。

組合側出席者については、定例の部会労使委員会委員（3名）の他、旧集配センター所属の組合員（センターリーダー等）1名。

(4) 説明者

年末年始業務運行対策に関する事後の意思疎通については、主として業務運行等に関しては当該旧集配センター受持局の管理者等（副部長等）、営業推進に関しては部会が組合へ説明を行う。

(5) 運営方法等

項番3（3）と同様。

## 5. 支部・分会対応

単局窓口から事業推進委員会まで約2週間の間隔を開けたのは、組合側意見集約の時間的余裕を確保したためです。よって、分会では会社説明を受けた後、評価・反省および、提言等を意見集約の上、職場事業推進委員会に臨むこととします。

支部では、単局窓口並びに職場事業推進委員会の開催状況等について、支部執行委員会で意見交換を行なうよう要請します。

なお、職場事業推進委員会で分会から求めたこと（提言）及び会社側回答等については、「別紙」で支部より**分会単位**で地本に報告願います。**(3月4日(金)まで)**

詳細については、添付の支社資料を参照して下さい。

【労使対応】 単局窓口および、職場（部会）事業推進委員会